越前市告示第９９号

令和８年９月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年８月２４日

越前市長　平　林　　透

１　日　時　　令和８年８月３１日　午前１０時

２　場　所　　越前市議会議場

議案第５６号から議案第５８号まで

令和７年度越前市企業会計利益の処分及び決算の認定について

令和７年度の越前市水道事業会計、越前市工業用水道事業会計及び越前市下水道事業会計について、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、利益の処分に関し議会の議決を求めるとともに、同法第３０条第４項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

議案第５６号　令和７年度越前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第５７号　令和７年度越前市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第５８号　令和７年度越前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第５９号から議案第６２号まで

令和７年度越前市決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

議案第５９号　令和７年度越前市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６０号　令和７年度越前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６１号　令和７年度越前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６２号　令和７年度越前市後期高齢者医療特別会計歳人歳出決算の認定について

議案第６３号

財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正について

財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

財政事情の作成及び公表に関する条例（平成１７年越前市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「６月及び」を削る。

第３条第１項各号列記以外の部分中「６月に」及び「において」を削り、「前年１０月１日から３月３１日」を「４月１日から９月３０日」に、「掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにする」を「掲載する」に改め、同条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第６４号

越前市情報公開条例の全部改正について

越前市情報公開条例を次のとおり制定する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

越前市情報公開条例

越前市情報公開条例（平成１７年越前市条例第２６号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　公文書の開示（第５条－第１８条）
第３章　審査請求等（第１９条－第２１条）
第４章　越前市情報公開・個人情報保護審査会（第２２条－第３４条）
第５章　補則（第３５条－第４１条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市の保有する情報が市民の財産であることに鑑み、市が保有する情報の公開を総合的に推進することにより、市民の知る権利を尊重するとともに、市民が主体となった開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。

(2) 公文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電

磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ　市の図書館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、この条例の定めるところにより、その保有する公文書を開示し、及び市政に関する情報を積極的に提供するものとする。この場合において、実施機関は、情報化の進展状況等を勘案した適宜の方法を用いて当該開示及び当該提供を行うものとする。

２　実施機関は、前項の規定により公文書を開示し、及び市政に関する情報を提供するときは、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第４条　この条例の定めるところにより公文書の開示を請求する者は、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第２章　公文書の開示

（開示請求権）

第５条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

２　何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

（開示請求の手続）

第６条　前条第１項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出

（越前市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年越前市条例第３６号）第３条に規定する電子情報処理組織を使用する方法を含む。）してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行

その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　市、独立行政法人等又は他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第８条　実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　開示請求に係る公文書に前条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第９条　実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第７条第３号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第１０条　開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第１１条　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

３　実施機関は、第１項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした場合において、当該公文書の一部又は全部を開示することができる期日があらかじめ明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲を前２項の規定による通知に付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第１２条　前条第１項又は第２項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から１５日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項

の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第１３条　開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から４５日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第１４条　実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第１１条第１項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなけれ

ばならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第１５条　開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第２０条及び第２１条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)　第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第７条第２号イ又は同条第４号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2)　第三者に関する情報が記録されている公文書を第９条の規定により開示しようとするとき。

３　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第１９条及び第２０条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第１６条　公文書の開示は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

(1)　文書又は図画　次に掲げる方法

ア　当該文書又は図画の閲覧

イ　当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

ウ　当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

エ　当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子メールその他の情報通信ネットワークを利用して送信し、又は当該記録を取得できる状態に置く方法（以下「電子メールによる送信等」という。）

(2) 電磁的記録　次に掲げる方法

ア　当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ　当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ　当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ　当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

オ　当該電磁的記録の電子メールによる送信等

2　前項の規定にかかわらず、同項第１号ア又は第２号イの方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該文書若しくは図画の写し又は当該電磁的記録を複写したものにより、これを行うことができる。

3　公文書の開示の日時及び場所は、実施機関がこれを定める。

（他の制度等との調整）

第１７条　実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第１項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2　法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第１項に規定する閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料等）

第１８条　第１１条第１項の規定による公文書の開示決定を受けた者（以下「開

示決定者」という。）は、開示請求１件につき３００円（ただし、市民等は０円とする。）及び別表に定める開示の実施に要する費用の額の合計額を手数料として、当該開示決定の日から開示を実施する日までに納めなければならない。

２　前項の市民等は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校及び同法第１３４条第１項に規定する各種学校をいう。）に在学する者

(5) 市内に固定資産を有する者（越前市市税賦課徴収条例（平成１７年越前市条例第７５号）第５４条第１項の所有者をいう。）

３　実施機関は、実施機関の定めるところにより、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

４　既納の手数料は、還付しない。

５　開示決定者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、公文書の写し等（第１６条第１項第１号イの用紙に複写したもの、同号ウの電磁的記録媒体に複写したもの、同項第２号ウの用紙に出力したもの又は同号エの電磁的記録媒体に複写したものをいう。）の送付を求めることができる。

第３章　審査請求等

（審査会への諮問）

第１９条　開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第２２条の越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

２　開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

３　第１項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

４　第１項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問について答申を受けたときは、速やかに、当該諮問に係る審査請求について裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第２０条　諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第２１条　第１５条第３項の規定は、諮問実施機関が次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第４章　越前市情報公開・個人情報保護審査会

（越前市情報公開・個人情報保護審査会の設置）

第２２条　情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について調査審議等を行うため、越前市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の所掌事務）

第２３条　審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　第１９条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2)　個人情報の保護に関する法律第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3)　越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年越前市条例第４号）第８条に規定する諮問に応じ調査審議すること。

(4)　越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年越前市条例第１６号）第４５条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(5)　越前市議会の個人情報の保護に関する条例第５０条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

２　審査会は、前項の所掌事務を行うほか、情報公開及び個人情報の保護に係る制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

（審査会の委員）

第２４条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

６　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第２５条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第２６条　審査会の会議は、会長が招集する。

２　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　委員の任期満了後最初に行われる審査会の招集及び当該審査会で会長が互選されるまでの間の会議の運営は、第１項及び前条第２項の規定にかかわらず、市長が行う。

（審査会の調査権限）

第２７条　審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第７８条第１項第４号、第９４条第１項若しくは第１０２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同法第６０条第１項に規定する保有個人情報又は越前市議会の個人情報の保護に関する条例第２４条第１項、第３５条第１項若しくは第４２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同条例第２条第４項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(1) 諮問実施機関

(2) 個人情報の保護に関する法律第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により審査会に諮問をした市の機関（越前市個人情報の保護に関する法律施行条例第３条に規定する市の機関をいう。）

(3) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例第４５条第１項の規定により審査会に諮問をした議長

２　諮問庁（前項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法に

より分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第２８条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第２９条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第３０条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第２７条第１項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第４項の規定による調査をさせ、又は第２８条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出書類の写しの送付等）

第３１条　審査会は、第２７条第３項若しくは第４項又は第２９条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

３　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　審査会は、第２項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。

５　第２項の規定による交付を受ける審査請求人等は、当該意見書若しくは資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（調査審議手続の公開）

第３２条　審査会の行う調査審議（第２３条第１項第１号、第２号又は第４号に規定する諮問に応じてする調査審議を除く。）の手続は、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審査会に諮って公開しないことができる。

（答申書の送付等）

第３３条　審査会は、第２３条第１項第１号、第２号又は第４号に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（会長への委任）

第３４条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会に諮って会長が定める。

第５章　補則

（公文書の管理）

第３５条　実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の

適正な管理に努めるものとする。

（検索資料の作成等）

第３６条　実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するよう努めるものとする。

（施行の状況の公表）

第３７条　市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第３８条　実施機関は、公文書の開示の実施状況等を踏まえて、公文書の開示に関する制度の一層の充実及び改善に努めるものとする。

２　実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報の提供、公表等により、市民への説明責任を果たすとともに、住民自治の理念にのっとり情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人の情報公開）

第３９条　市長は、市が出資する法人であって規則で定めるものに対し、当該法人の情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（指定管理者の情報公開）

第４０条　市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

（委任）

第４１条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた開示請求及びこれに係る処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

２　前項の場合における公文書の開示、不開示情報の判断その他開示決定等に関する事項については、なお従前の例による。

３　改正後の手数料等に関する規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前までにされた開示請求については、なお従前の例による。

４　施行日前にされた開示決定等についての審査請求及びこれに係る手続については、なお従前の例による。

５　この条例による改正前の越前市情報公開条例の規定により設置された越前市情報公開・個人情報保護審査会は、この条例による改正後の越前市情報公開条例により設置された越前市情報公開・個人情報保護審査会として同一性をもって存続するものとする。

６　施行日前に越前市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

（越前市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

第３条　越前市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年越前市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「（平成１７年越前市条例第２６号）第１０条」を「（令和８年越前市条例第●●号）第７条」に改める。

（越前市行政不服審査条例の一部改正）

第４条　越前市行政不服審査条例（平成２８年越前市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（越前市情報公開条例（平成１７年越前市条例第２６号）において準用する場合を含む。）」を削り、同条第２項中「（越前市情報公開条例において準用する場合を含む。）」を削る。

（越前市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第５条　越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年越前市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条中「(平成１７年越前市条例第２６号)第１４条」を「(令和８年越前市条例第●●号）第２２条」に改める。

（越前市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第６条　越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年越前市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「平成１７年越前市条例第２６号」を「令和８年越前市条例第●●号」に改める。

第２０条中「第１０条」を「第７条」に改める。

第４５条中「第１４条」を「第２２条」に改める。

別表（第１８条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法		開示の実施に要する費用の額
(1) 文書又は図画	ア　閲覧		無料
	イ　複写機により用紙に複写したものの交付	(ｱ) 白黒	１枚につき１０円
		(ｲ) カラー	１枚につき５０円
	ウ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付	(ｱ) 日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスク（以下「ＣＤ－Ｒ」という。）	１枚につき１００円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
		(ｲ) 日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスク（以下「ＤＶＤ－Ｒ」という。）	１枚につき１２０円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額

		(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外の電磁的記録媒体	当該電磁的記録媒体の実費相当額に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
	エ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信等		当該文書又は図画１枚につき１０円
(2) 電磁的記録	ア　用紙に出力したものの閲覧		無料
	イ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴		無料
	ウ　用紙に出力したものの交付	(ｱ) 白黒	用紙１枚につき１０円
		(ｲ) カラー	用紙１枚につき５０円
	エ　電磁的記録媒体に複写したものの交付	(ｱ) ＣＤ－Ｒ	１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
		(ｲ) ＤＶＤ－Ｒ	１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
		(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外の電磁的記録媒体	当該電磁的記録媒体の実費相当額に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	オ　電子メールによる送信等		１ファイルにつき２１０円

備考

１　第１号イ又は第２号ウの方法により公文書の開示を実施するときは、日本産業規格Ａ列３版（以下「Ａ３版」という。）の大きさ以内の大きさの用紙を用い、その枚数を算定する。

２　前項の規定にかかわらず、Ａ３版の大きさを超える大きさの用紙を用いる

ときは、Ａ３版の大きさの用紙を用いた場合に必要となる枚数に換算（整数倍）して枚数を算定する。

３　前２項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として算定する。

４　第１号ウ又は第２号エの方法により公文書の開示を実施する場合であって、開示決定者が記録媒体を自ら用意するときは、開示の実施に要する費用の額から、ＣＤ－Ｒについてはその枚数に１００円を乗じて得た額、ＤＶＤ－Ｒについてはその枚数に１２０円を乗じて得た額、その他の電磁的記録媒体については当該媒体の実費相当額を、それぞれ減額して算定する。

議案第６５号

越前市附属機関設置条例の一部改正について

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例

越前市附属機関設置条例（平成２４年越前市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表越前市事務事業等評価委員会の項の次に次のように加える。

越前市公共施設あり方検討委員会	公共施設のあり方に関する調査審議	諮問ごとに１０人以内	各執行機関

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６６号

越前市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

越前市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

越前市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

越前市認可地縁団体印鑑条例（平成１７年越前市条例第８９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第１３条中「（昭和２２年内務省令第２９号）第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第６７号

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（越前市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第１条　越前市子ども医療費の助成に関する条例（平成１７年越前市条例第１１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第６項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「ＤＸ審査支払機構」という。）」に改める。

第８条第２項及び第３項第２号並びに第９条第２項中「支払基金」を「ＤＸ審査支払機構」に改める。

（越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条　越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成１７年越前市条例第１１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第６項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「ＤＸ審査支払機構」という。）」に改める。

第９条第２項及び第３項第２号並びに第１０条第２項中「支払基金」を「ＤＸ審査支払機構」に改める。

（越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第３条　越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成１７年越前市条

例第１１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１１項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「ＤＸ審査支払機構」という。）」に改める。

第１２条第２項及び第３項第２号並びに第１３条第２項中「支払基金」を「ＤＸ審査支払機構」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第６８号

越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部改正について

越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例（平成２６年越前市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する保育所」を削る。

第４条第１項、第５条及び第９条中「及び保育所」を削る。

別表認定こども園の部越前市にじいろこども園の項の次に次のように加える。

越前市よしのこども園	越前市家久町第６５号８番地の１

別表保育所の部を削り、同表幼稚園の部越前市吉野幼稚園の項及び越前市坂口幼稚園の項から越前市味真野幼稚園の項までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

３　施行日の前日において現に越前市家久保育園又は越前市吉野幼稚園に在籍しており、施行日において未就学児である者は、同日付けで越前市よしのこども

園に入園したものとみなす。ただし、越前市よしのこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

4　前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、認定こども園にあっては市長が、幼稚園にあっては教育委員会が別に定める。

議案第６９号

越前市上下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

越前市上下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

越前市上下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

越前市上下水道事業等の設置等に関する条例（平成１７年越前市条例第２２８号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第１項中「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「記載するとともに、１１月３０日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければ」を「記載しなければ」に、同条第３項中「提出する」を「作成する」に、「提出しなければ」を「作成しなければ」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第７０号

越前市立学校設置及び管理条例の一部改正について

越前市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

越前市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

第１条　越前市立学校設置及び管理条例（平成１７年越前市条例第１９５号）の一部を次のように改正する。

別表越前市坂口小学校の項を削る。

第２条　越前市立学校設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表越前市武生第二中学校坂口分校の項を削る。

附　則

この条例中第１条の規定は令和９年４月１日から、第２条の規定は令和１０年４月１日から施行する。

議案第７１号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

１　認定する路線

路線名	起　点	終　点	延長(m)
市道第１３６０号線	豊町9字２９番１先	豊町9字２３番１９先	157.0
市道第４５５５号線	稲寄町２２字１番9先	稲寄町２３字１番２０先	172.9
市道第４５５６号線	稲寄町２３字9番１先	稲寄町２３字１番２９先	237.5
市道第３６４８号線	広瀬町６６字5番4先	広瀬町１８６字４４番4先	1,350.4

２　廃止する路線

路線名	起　点	終　点	延長(m)
市道第４４９０号線	大屋町４８字１７番先	大屋町４８字１１番2先	140.0

議案第７２号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市塚町

氏　名　　橋　本　律　子

年　齢　　５２歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第７３号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市牧町

氏　名　　上　野　和　美

年　齢　　６７歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第７４号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市山室町

氏　名　　海　田　和　廣

年　齢　　６２歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第７５号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市庄町

氏　名　　片　岡　佐　代　子

年　齢　　７３歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第７６号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市国中町

氏　名　　白　崎　真　治

年　齢　　６４歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第７７号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市氷坂町

氏　名　　永　宮　照　夫

年　齢　　７１歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第７８号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市大屋町

氏　名　　平　井　　博

年　齢　　７１歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第７９号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市北町

氏　名　　小　栁　忠　敬

年　齢　　５４歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８０号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市広瀬町

氏　名　　畠　中　崇　宏

年　齢　　６８歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８１号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市新町

氏　名　　中　嶋　泰　子

年　齢　　７７歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８２号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市波垣町

氏　名　　石　本　正　則

年　齢　　６７歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８３号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市中平吹町

氏　名　　佐　治　覺　次

年　齢　　７９歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８４号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市向新保町

氏　名　　服　部　常　雄

年　齢　　７５歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８５号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市横市町

氏　名　　平　野　由　治

年　齢　　６８歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８６号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市国高二丁目

氏　名　　丸　岡　二　朗

年　齢　　６２歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８７号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　鯖江市柳町４丁目

氏　名　　山　下　奈　緒

年　齢　　２９歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８８号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

住　所　　越前市姫川二丁目

氏　名　　梅　田　雅　彰

年　齢　　４１歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

議案第８９号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

住　所　　越前市幸町

氏　名　　増　田　典　子

年　齢　　６９歳

令和８年９月３０日提出

越前市長　平　林　　透

報告第１６号

令和７年度越前市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、令和７年度越前市一般会計継続費の精算について別紙のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

令和７年度 越前市一般会計 継続費精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	新公立認定こども園整備事業（吉野地区認定こども園造成工事）	6	10,000,000		9,000,000		1,000,000						10,000,000		9,000,000		1,000,000
			7	100,000,000		90,000,000		10,000,000	109,988,000		98,900,000		11,088,000	△ 9,988,000		△ 8,900,000		△ 1,088,000
			計	110,000,000		99,000,000		11,000,000	109,988,000		98,900,000		11,088,000	12,000		100,000		△ 88,000

報告第１７号

令和７年度越前市決算に係る健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

１　健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (12.32)	－ (17.32)	9.2 (25.0)	97.5 (350.0)

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、共に赤字を生じていないため、「－」で表示する。

(2) 表中の括弧内の数値は、国の定める早期健全化基準であり、そのうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率における数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したものである。

２　資金不足比率

（単位：％）

公営企業に係る特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	－
工業用水道事業会計	－
下水道事業会計	－

(1) 資金不足比率は、資金不足を生じていないため、「－」で表示する。

(2) 資金不足比率における国の定める経営健全化基準は、２０．０％である。

令 和 7 年 度

越 前 市 財 政 健 全 化
判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越監第１５７号
令和８年８月２０日

越前市長　　平 林　　透　様

越前市監査委員　　田 中　　英 夫

同　　片岡　由季子

同　　大久保　健一

令和７年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付された令和７年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目　　次

第１ 審査の対象 …… 1

第２ 審査の期間 …… 1

第３ 審査の方法 …… 1

第４ 審査の結果 …… 1

１ 審査意見 …… 2

２ 財政健全化判断比率等の分析 …… 2

(1) 財政健全化判断比率 …… 3

ア 実質赤字比率について …… 3

イ 連結実質赤字比率について …… 3

ウ 実質公債費比率について …… 4

エ 将来負担比率について …… 6

(2) 資金不足比率 …… 7

注　　記

１ 文中の金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。また、表中の金額は原則として千円単位で表示し、単位未満の端数処理については、「健全化判断比率等調書」に準じた。従って、表の差額又は合計額と内訳とが一致しない場合がある。

２ 各表中の比率は、原則として小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで表示する。

３ 「△」は、負数を表し、増減を示す場合は、減を表す。

４ 「－」は、該当数値のないもの・該当なしのものである。

第１　審査の対象

対象会計は、一般会計及び公営事業会計６会計、あわせて７会計である。本年度決算に基づく、財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

財政健全化判断比率等の対象会計

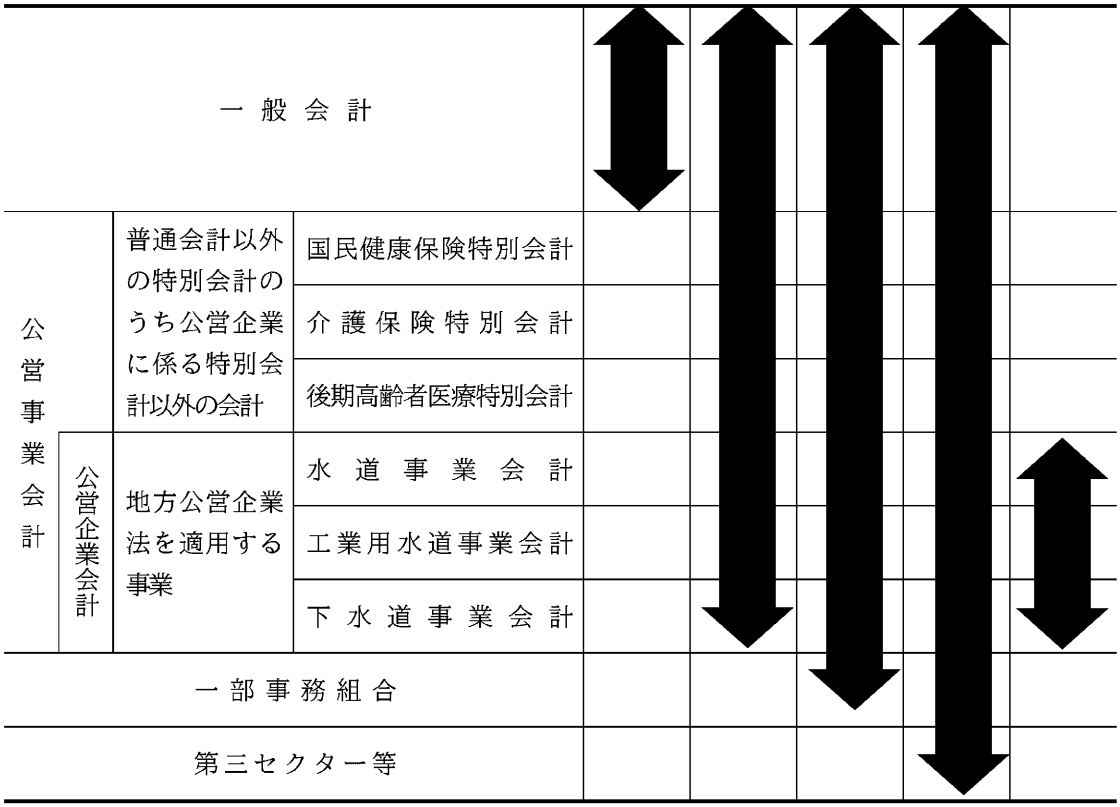

第２　審査の期間

令和８年７月29日から令和８年８月14日まで

第３　審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかに主眼を置き、決算諸表及び証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された本年度決算に基づく財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しているものと認められた。

なお、審査意見及び財政健全化判断比率等の分析は、次のとおりである。

1　審査意見

本年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、健全化計画等の策定が義務付けられる早期健全化基準等を下回っていた。

まず、「実質公債費比率」は、前年度比 0.8 ポイント改善し、9.2%となった。

次に、「将来負担比率」については、前年度比 12.4 ポイント改善し、97.5%となった。

今回求められた比率が国の早期健全化基準等以下であると過信せず、今後とも中長期的視点に立った財政運営に努められたい。

2　財政健全化判断比率等の分析

財政健全化判断比率等の推移　（単位：%）

健全化判断比率	令和5年度	令和6年度	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	－	12.32	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	17.32	30.00
実質公債費比率	10.2	10.0	9.2	25.0	35.0
将来負担比率	128.2	109.9	97.5	350.0	－
資金不足比率	令和5年度	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準	
水道事業会計	－	－	－	20.0	
工業用水道事業会計	－	－	－		
下水道事業会計	－	－	－		

※　早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合は、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。また、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほかに起債が許可制となる。

（参考）早期健全化・再生・経営健全化等の基準（市町村）

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業資金不足比率
基準値	①財政再生基準	20%以上	30%以上	35%以上	－	20%以上：経営健全化団体
	②早期健全化基準	11.25～15%以上	16.25～20%以上	25%以上	350%以上（除政令市）	
	③起債許可基準	2.50～10%以上	－	18%以上	－	10%以上：起債許可事業

※　基準値の比率に幅が生じているものについては、標準財政規模により異なるため

（1）財政健全化判断比率

ア　実質赤字比率について

実質赤字比率は、普通会計の赤字の程度を表す指標で、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

審査に当たっては、実質収支額が正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

本年度一般会計実質収支額の算出は、歳入総額 424 億 4,970 万円から歳出総額 418 億 3,018 万円を差し引いた歳入歳出差引額 6 億 1,952 万円に対して、翌年度に繰り越すべき財源 3,871 万円をさらに差し引いたもので、5 億 8,081 万円の黒字となり、実質赤字額は発生していない。そのため、実質赤字比率は「該当なし」となった。

なお、普通会計の実質収支額の状況及び標準財政規模の算出内訳は、次の各表のとおりである。

普通会計の実質収支額　（単位：千円）

区分＼年度	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額
一　般　会　計	580,814	640,011	△ 59,197

標準財政規模の算出内訳　（単位：千円）

区分＼年度	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額
標準税収入額等	16,481,525	15,812,706	668,819
普通交付税額	5,398,680	5,613,362	△ 214,682
臨時財政対策債発行可能額	0	109,511	△ 109,511
合計（標準財政規模の額）	21,880,205	21,535,579	344,626

イ　連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、地方公共団体全体としての赤字の程度を表す指標で、普通会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

審査に当たっては、普通会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の連結実質収支額は、39億4,742万円の黒字となっており、連結実質赤字額

は発生していない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となった。

なお、全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、次表のとおりである。

全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額　（単位：千円）

区分＼年度			令和７年度	令和６年度	増減額
一般会計 (A)			580,814	640,011	△ 59,197
公営事業会計		国民健康保険特別会計	176,622	95,673	80,949
		介護保険特別会計	99,382	86,018	13,364
		後期高齢者医療特別会計	4,548	1,698	2,850
		小計 (B)	280,552	183,389	97,163
	公営企業会計	水道事業会計	2,312,157	2,329,425	△ 17,268
		工業用水道事業会計	159,005	135,061	23,944
		下水道事業会計	614,894	724,487	△ 109,593
		小計（法適用） (C)	3,086,056	3,188,973	△ 102,917
合計（A＋B＋C）			3,947,422	4,012,373	△ 64,951

ウ　実質公債費比率について

実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、3カ年の平均値で示される。この比率が高くなるほど公債費のウエイトが増し、財政の弾力性が低下することになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

審査に当たっては、準元利償還金及び地方債償還額に充当した都市計画税充当可能額等の特定財源、基準財政需要額に算入された公債費等が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の実質公債費比率（3カ年平均）は9.2％で、前年度比0.8ポイント減となった。

なお、本指標の早期健全化基準である25.0％を下回っている。

実質公債費比率の算出内訳は、次表のとおりである。

実質公債費比率の算出内訳

（単位：千円・％）

区分	年度		令和７年度	令和６年度	増減
地方債の元利償還金	公債費	(A)	4,131,094	4,185,898	△ 54,804
準元利償還金	① 公営企業繰入金		816,799	834,475	△ 17,676
	② 一部事務組合負担金		656,054	690,500	△ 34,446
	③ 公債費に準ずる債務負担行為額		319	869	△ 550
	小計	(B)	1,473,172	1,525,844	△ 52,672
特定財源	① 地域総合整備資金貸付金元金収入等		69,998	69,998	0
	② 都市計画税充当可能額		561,229	583,528	△ 22,299
	③ 令和５年度臨時財政対策債償還基金費		51,597	51,500	97
	④ 令和６年度臨時財政対策債償還基金費		68,000	0	68,000
	小計	(C)	750,824	705,026	45,798
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		(D)	3,205,549	3,401,919	△ 196,370
標準財政規模		(E)	21,880,205	21,535,579	344,626
実質公債費比率（単年度）〔{（A＋B）－（C＋D）}／（E－D）〕×100		(%)	8.8	8.8	－
実質公債費比率（３カ年平均）		(%)	9.2	10.0	△ 0.8

エ　将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

審査に当たっては、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する繰入見込額、退職手当負担見込額、都市計画税等充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が、それぞれ関係資料に基づき正確に算定及び計上されているかを主眼として実施した。

本年度の将来負担比率は、前年度比 12.4 ポイント改善し 97.5%となった。

なお、本指標の早期健全化基準 350.0%を下回っており、本市の行財政システム改革プランの目標値では 150.0%以内を維持としている。

(参考)将来負担比率の推移と目標値　(単位:%)

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	目標値（市行財政システム改革プラン）
128.2	109.9	97.5	150.0 以内を維持

将来負担比率の算出内訳は、次表のとおりである。

将来負担比率の算出内訳　(単位：千円・%)

区分		年度	令和 7 年度	令和 6 年度	増減
将来負担額	①	一般会計等地方債現在高	39,222,404	40,947,948	△ 1,725,544
	②	債務負担行為に基づく支出予定額	2,312,848	2,476,095	△ 163,247
	③	公営企業債等繰入見込額	15,622,590	15,971,258	△ 348,668
	④	一部事務組合等負担見込額	5,429,753	5,897,248	△ 467,495
	⑤	退職手当負担見込額	4,240,377	3,953,548	286,829
		計 (A)	66,827,972	69,246,097	△ 2,418,125
充当可能財源等	①	充当可能基金（財政調整基金等）	5,101,514	4,168,103	933,411
	②	充当可能特定収入額（都市計画税等）	7,531,187	7,301,749	229,438
	③	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	35,986,545	37,832,917	△ 1,846,372
		計 (B)	48,619,246	49,302,769	△ 683,523
標準財政規模 (C)			21,880,205	21,535,579	344,626
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)			3,205,549	3,401,919	△ 196,370
将来負担比率 {(A－B)／(C－D)}×100 (%)			97.5	109.9	△ 12.4

※　将来負担額の③公営企業債等繰入見込額の内訳は、水道事業 15 億 4,165 万円、工業用水道事業 9 億 7,325 万円、下水道事業 131 億 769 万円

※　将来負担額の④一部事務組合等負担見込額の内訳は、南越消防組合 7 億 5,458 万円、南越清掃組合 46 億 7,517 万円

（2）資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の悪化の程度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に課題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※　資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、流動負債の額から流動資産の額を控除した額

※　事業の規模は、「営業収益の額－受託工事収益の額」により算出

審査に当たっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、法適用企業に係る水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計とも資金剰余の状態で、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となった。

報告第１８号

令和７年度越前市水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定により、令和７年度越前市水道事業会計継続費の精算について別紙のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

令和７年度 越前市水道事業会計 継続費精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳		
					企業債	建設改良積立金	損益勘定留保資金		企業債	建設改良積立金	損益勘定留保資金		企業債	建設改良積立金	損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	村国浄水場集中監視設備・受配電設備更新事業	4	96,250,000		96,250,000						96,250,000	0	96,250,000	0
			5	115,500,000		13,650,000	101,850,000	211,750,000		109,900,000	101,850,000	△ 96,250,000	0	△ 96,250,000	0
			6	96,250,000			96,250,000					96,250,000	0	0	96,250,000
			7	77,000,000			77,000,000	167,343,000			167,343,000	△ 90,343,000	0	0	△ 90,343,000
			計	385,000,000	0	109,900,000	275,100,000	379,093,000	0	109,900,000	269,193,000	5,907,000	0	0	5,907,000

報告第１９号

令和７年度越前市下水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定により、令和７年度越前市下水道事業会計継続費の精算について別紙のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

令和７年度 越前市下水道事業会計 継続費精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	汚泥処理共同化事業	3	161,700,000	83,885,000	77,800,000	15,000					161,700,000	83,885,000	77,800,000	15,000
			4	865,940,000	424,641,000	441,100,000	199,000	9,900,000	4,950,000	4,900,000	50,000	856,040,000	419,691,000	436,200,000	149,000
			5	1,024,360,000	532,254,000	491,900,000	206,000	2,038,676,300	1,015,246,000	1,023,300,000	130,300	△ 1,014,316,300	△ 482,992,000	△ 531,400,000	75,700
			6	388,223,000	182,111,000	182,100,000	24,012,000	19,613,812			19,613,812	368,609,188	182,111,000	182,100,000	4,398,188
			7	38,000,000	19,000,000	19,000,000		407,297,000	201,298,150	203,900,000	2,098,850	△ 369,297,000	△ 182,298,150	△ 184,900,000	△ 2,098,850
			計	2,478,223,000	1,241,891,000	1,211,900,000	24,432,000	2,475,487,112	1,221,494,150	1,232,100,000	21,892,962	2,735,888	20,396,850	△ 20,200,000	2,539,038
		処理場施設ストックマネジメント事業（第２期）	6	436,000,000	236,000,000	200,000,000						436,000,000	236,000,000	200,000,000	0
			7	511,000,000	263,350,000	247,600,000	50,000	510,580,000	280,818,900	229,700,000	61,100	420,000	△ 17,468,900	17,900,000	△ 11,100
			計	947,000,000	499,350,000	447,600,000	50,000	510,580,000	280,818,900	229,700,000	61,100	436,420,000	218,531,100	217,900,000	△ 11,100
		公共下水道・農集MP場監視装置整備事業	6	20,000,000	10,000,000	10,000,000						20,000,000	10,000,000	10,000,000	0
			7	77,000,000	38,500,000	38,500,000		63,983,700	31,991,850	31,900,000	91,850	13,016,300	6,508,150	6,600,000	△ 91,850
			計	97,000,000	48,500,000	48,500,000	0	63,983,700	31,991,850	31,900,000	91,850	33,016,300	16,508,150	16,600,000	△ 91,850

報告第２０号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第２条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

市が賃借人となる契約金額２，０００万円以上の賃貸借契約

契約の名称	ネットワーク強靭化システム賃貸借
契約の目的	ネットワーク強靭化システムを構成するサーバ機器等の賃貸借期間満了に伴う機器の更新及びソフトウェア等の調達
契約の金額	１７０，３４６，０００円
契約の方法	随意契約
契約の相手方の住所及び氏名	(1) 福井市大手３丁目２番１号福井ビル ＰＦＵ　ＩＴサービス株式会社北陸営業部 (2) 福井市春山１丁目７番３号 ＦＬＣＳ株式会社福井営業所
契約締結の年月日	令和８年６月２２日
契約の期間	令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで （賃貸借の期間）
所管課	総合政策部デジタル政策課

報告第２１号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第２条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

越前市長　平　林　　透

市が賃借人となる契約金額２，０００万円以上の賃貸借契約

契　約　の　名　称	定期建物賃貸借契約
契　約　の　目　的	越前市屋内遊び場として使用する施設の賃貸借
契　約　の　金　額	月額４５３，６６２円（税込） 賃貸借期間の予定総額　５２，７４１，８６５円
契　約　の　方　法	随意契約
契約の相手方の 住　所　及　び　氏　名	越前市横市町第３４号５番地 中部土地開発株式会社
契約締結の年月日	令和８年６月３０日
契　約　の　期　間	令和８年７月２４日から令和１８年３月３１日まで （賃貸借の期間）
所　　管　　課	市民福祉部こども未来課